

事業者の皆さまへ

事業活動（飲食店、商店、事務所、営業所、農業等）に伴い発生するごみは

自らの責任において適正処理してください
量や質にかかわらず
ごみステーションには出せません

みだりにごみを捨てると「廃棄物処理法」により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金又はこれらが併科されることもあります。

高崎市内で発生した事業系ごみの処理	
産業廃棄物 金属、ガラス、プラスチックなど 廃棄物処理法で規定された20品目	○産業廃棄物処理施設へ自社運搬 ○産業廃棄物処理施設への収集運搬を 産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託
事業系一般廃棄物 （処理困難物を除く） 生ごみ、紙くず、木くずなど産業廃棄物 以外の廃棄物	○高浜・吉井クリーンセンター（裏面参照）へ自社運搬 ○高浜・吉井クリーンセンターへの収集運搬を 高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託
資源物 （汚れているものは不可） 新聞紙、ダンボール、雑誌、飲料缶 シュレッダーくず、ペットボトルなど	

詳しくは以下へお問い合わせください

高崎市役所環境部一般廃棄物対策課 電話 027-321-1253(直通)

産業廃棄物対策課 電話 027-321-1325 (直通)

<高浜・吉井クリーンセンターへの搬入について>

- 搬入は平日の 8:30~11:45, 13:00~16:45
回数は午前1回、午後1回にご協力ください
- 100kg以下は無料です。100kg を超えた重量に対しては
手数料がかかります。(1kg につき 15 円+消費税相当額)
- 確認のため、搬入時に免許証等の身分証明書と名刺等の
事業所の所在がわかるものの提示をお願いします

高浜クリーンセンター

高浜町 248-1 電話 027-344-2530



吉井クリーンセンター

吉井町多比良 4374 電話:027-387-7902

